

臨時代理議決
令和5年3月24日

第19号議案

個人情報の保護に関する法律施行細則の制定等について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和5年4月18日

教育長 前川 明範

個人情報の保護に関する法律施行細則の制定等について

令和5年4月
総務企画課

1 背景

- 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）等が改正され、令和5年4月1日から府における個人情報保護制度が法に基づくものとして再構築されることから、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「現行条例」という。）は令和5年3月31日をもって廃止され、新たに法の施行に関し必要な事項を定めた「個人情報の保護に関する法律施行条例」（令和4年京都府条例第32号）及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」（令和4年京都府条例第33号）が令和5年4月1日から施行されることとなった。
- 個人情報保護制度等については、各実施機関が規則等を定めており、個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等に伴い、教育委員会においても知事規則等に準じて規程整備を行うもの。

2 規程整備の内容

名 称	種 別	備 考
個人情報の保護に関する法律施行細則	教育委員会規則	制定
京都府教育委員会基本規則 京都府情報公開条例施行規則 京都府個人情報保護条例施行規則		・「京都府教育委員会基本規則」の一部改正（第1条関係） ・「京都府情報公開条例施行規則」の一部改正（第2条関係） ・「京都府個人情報保護条例施行規則」の廃止（第3条関係）
京都府個人情報保護条例に基づく事務の登録、開示等、訂正等及び利用停止等の決定並びに是正の申出の処理等に関する専決規程	教育委員会訓令	一部改正

3 施行期日

令和5年4月1日

4 参考（条例制定の基本的な考え方）

(1) 法改正の概要

これまで国、地方自治体等が有していた個人情報については、それぞれ法律、条例等で規律していたものを、今回の法改正により、法により一律に規定し、国の個人情報保護委員会が一元的に当該規律を解釈・運用することとなった。

(2) 条例の制定

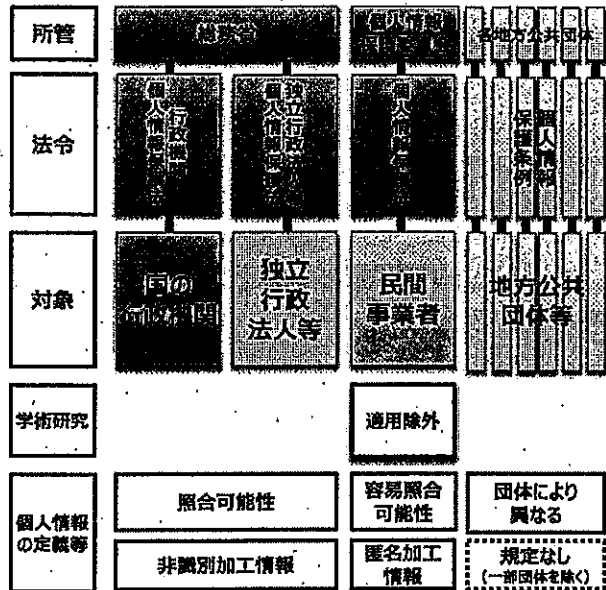
法改正に伴い、現行条例は廃止されるが、法において条例で定めることとされている事項等が規定されているため。その内容について法を施行するための条例を制定。

(3) 法施行条例においては、基本的に条例に基づくこれまでの取組等を存続

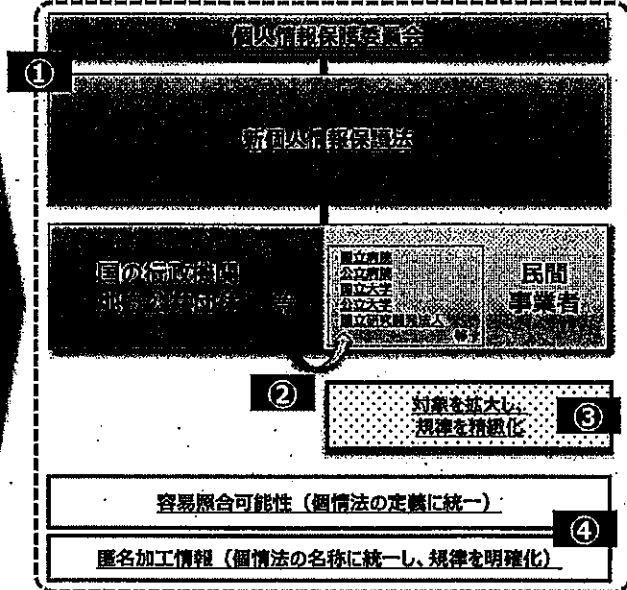
令和3年改正法の概要

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務などの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【見直し前】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

令和3年改正法の概要 (地方部分)

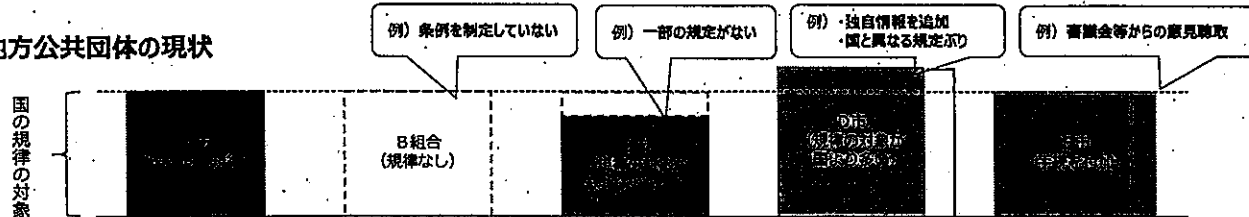
<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1. 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
 - ※ いわゆる「2000個問題」
 - ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障とならうこと
 - ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること
 - 等への問題提起がなされている
2. 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合
 - 例・EUにおけるGDPR (一般データ保護規則) 十分性認定
 - 例・G20大阪首脳宣言におけるDFFT (信頼ある自由なデータ流通)

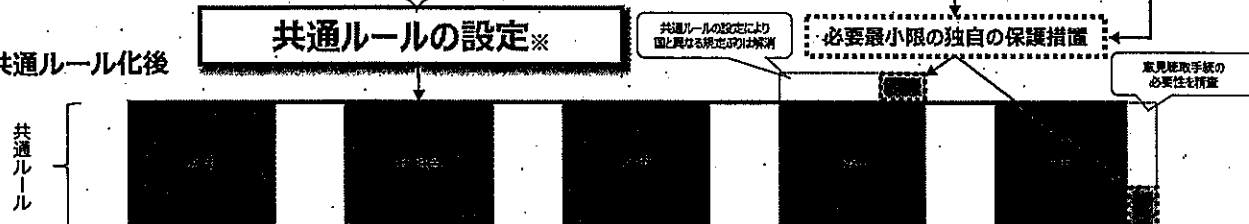
<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 → 条例を個人情報保護委員会に届出
 - 例・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
 - 例・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

令和3年改正法（地方公共団体に係る改正の概要）

＜概要1＞

① 適用対象

- ・ 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国の行政機関及び独立行政法人等と同じ規律を適用
- ・ 病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用※

※④個人情報ファイル簿の作成・公表、⑤自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求、⑥行政機関等匿名加工情報に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・ 個人情報の定義について、国の行政機関及び独立行政法人等・民間部門と同じ規律を適用

例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・ 個人情報の取扱いについて、国の行政機関及び独立行政法人等と同じ規律を適用

例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・ 個人情報ファイル簿の作成・公表について、国の行政機関及び独立行政法人等と同じ規律を適用

※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・ 開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

令和3年改正法（地方公共団体に係る改正の概要）

＜概要2＞

⑥ 行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入

- ・ 行政機関等匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国の行政機関及び独立行政法人等と同じ規律を適用

※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・ 個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関と同様に監視を行う
- ・ 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能

例：個人情報の提供を行う場合、行政機関等匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・ 施行期日は、令和5年4月1日とする
- ・ 地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料等
- ・ 国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等の公表を含む）を行う

⑨ 地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・ 特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・ 条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

個	人	情	報	の	保	護	に	関	す	る	法	律	施	行	細	則	を	こ	
こ	に	公	布	す	る	。													
		令	和	5	年	3	月	31	日										
						京	都	府	教	育	委	員	会						
						教	育	長		前		川			明		範		
京	都	府	教	育	委	員	会	規	則	第	3	号							
			個	人	情	報	の	保	護	に	関	す	る	法	律	施	行	細	則
(	開	示	請	求	書	等	の	記	載	事	項	)							
第	1	条		個	人	情	報	の	保	護	に	関	す	る	法	律	施	行	条
	例	(	令	和	4	年	京	都	府	条	例	第	32	号	。	以	下	「	条
	例	」	ど	い	う	。)	第	3	条	第	1	項	(	同	条	第	2	項	に
	お	い	て	準	用	す	る	場	合	を	含	む	。)	に	規	定	す	る	実
	施	機	関	が	定	め	る	事	項	は	、	次	に	掲	げ	る	事	項	と
	す	る	。																
(1)		連	絡	先	(	法	人	で	あ	る	代	理	人	に	あ	っ	て	は	
		当	該	法	人	の	担	当	者	の	氏	名	及	び	連	絡	先	)	
(2)		代	理	人	に	よ	っ	て	開	示	請	求	、	訂	正	請	求	又	
		は	利	用	停	止	請	求	を	し	よ	う	と	す	る	場	合	に	お
		け	る	そ	の	代	理	人	の	法	定	代	理	人	又	は	任	意	代
		理	人	の	別														

20 × 20

(保有個人情報開示請求事案移送通知書)															
第6条 法第85条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(別記第6号様式)により行うものとする。															
(第三者情報開示決定通知書)															
第7条 法第86条第3項の規定による通知は、第三者情報開示決定通知書(別記第7号様式)により行うものとする。															
(開示の実施の方法)															
第8条 京都府教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対する開示請求に係る保有個人情報についての個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)第23条に規定する閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法は、次項及び第3項に定めるところによる。															
2 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定めるものを閲覧する															

20 × 20

4	教	育	委	員	会	は	、	保	有	個	人	情	報	の	開	示	を	第	
	2	項	に	規	定	す	る	閲	覧	の	方	法	に	よ	り	受	け	、	又
	は	受	け	よ	う	と	す	る	者	が	、	当	該	保	有	個	人	情	報
	が	記	録	さ	れ	て	い	る	物	を	改	ざ	ん	し	、	汚	損	し	、
	若	し	く	は	破	損	し	た	と	き	又	は	こ	れ	ら	の	お	そ	れ
	が	あ	る	と	認	め	ら	れ	る	と	き	は	、	当	該	保	有	個	人
	情	報	の	閲	覧	を	停	止	さ	せ	、	又	は	禁	止	す	る	こ	と
	が	で	き	る	。														
5	保	有	個	人	情	報	の	開	示	を	第	3	項	に	規	定	す	る	
	写	し	の	交	付	に	よ	り	行	う	と	き	の	交	付	部	数	は	、
	1	件	の	開	示	請	求	に	つ	き	1	部	と	す	る	。			
	(	電	磁	的	記	録	の	開	示	の	方	法	)						
第	9	条	教	育	委	員	会	に	対	す	る	開	示	請	求	に	係	る	
	保	有	個	人	情	報	に	つ	い	て	の	法	第	87	条	第	1	項	に
	規	定	す	る	行	政	機	関	等	が	定	め	る	方	法	は	、	次	の
	各	号	に	掲	げ	る	電	磁	的	記	録	の	区	分	に	応	じ	、	当
	該	各	号	に	定	め	る	方	法	と	す	る	。						
	(1)	録	音	テ	ー	プ	又	は	録	音	デ	ィ	ス	ク	そ	の	保		
	有	す	る	専	用	機	器	に	よ	り	再	生	し	た	も	の	の	聴	
	取	又	は	複	写	し	た	物	の	交	付								

20 × 20

(2)		ビ	デ	オ	テ	ー	プ	又	は	ビ	デ	オ	デ	ィ	ス	ク		そ	
		の	保	有	す	る	専	用	機	器	に	よ	り	再	生	し	た	も	の
		の	視	聴	又	は	複	写	し	た	物	の	交	付					
(3)		そ	の	他	の	電	磁	的	記	録		次	に	掲	げ	る	も	の	
		の	う	ち	、	教	育	委	員	会	が	適	当	と	認	め	る	方	法
		ア		当	該	電	磁	的	記	録	を	用	紙	に	出	力	し	た	も
			の	の	閲	覧	又	は	写	し	の	交	付						
		イ		当	該	電	磁	的	記	録	を	そ	の	保	有	す	る	専	用
			機	器	に	よ	り	再	生	し	た	も	の	の	閲	覧	、	聴	取
			若	し	く	は	視	聴	又	は	光	デ	ィ	ス	ク	そ	の	他	の
			記	録	媒	体	に	複	写	し	た	も	の	の	交	付			
(	保	有	個	人	情	報	開	示	実	施	方	法	等	申	出	書	)		
第	10	条		令	第	26	条	第	1	項	に	規	定	す	る	書	面	の	様
	式	は	、	保	有	個	人	情	報	開	示	実	施	方	法	等	申	出	書
	(	別	記	第	8	号	様	式	)	と	す	る	。						
(	保	有	個	人	情	報	訂	正	請	求	書	)							
第	11	条		訂	正	請	求	書	の	様	式	は	、	保	有	個	人	情	報
	訂	正	請	求	書	(	別	記	第	9	号	様	式	)	と	す	る	。	
(	保	有	個	人	情	報	訂	正	決	定	通	知	書	等	)				
第	12	条		法	第	93	条	第	1	項	の	規	定	に	よ	る	通	知	は

20 × 20

	保	有	個	人	情	報	訂	正	決	定	通	知	書	(	別	記	第	10	号	
	様	式	)	に	よ	り	行	う	も	の	と	す	る	。						
2		法	第	93	条	第	2	項	の	規	定	に	よ	る	通	知	は	、	保	
	有	個	人	情	報	不	訂	正	決	定	通	知	書	(	別	記	第	11	号	
	様	式	)	に	よ	り	行	う	も	の	と	す	る	。						
	(	保	有	個	人	情	報	訂	正	決	定	等	期	間	延	長	通	知	書	)
第	13	条		法	第	94	条	第	2	項	の	規	定	に	よ	る	通	知	は	
	保	有	個	人	情	報	訂	正	決	定	等	期	間	延	長	通	知	書		
	(	別	記	第	12	号	様	式	)	に	よ	り	行	う	も	の	と	す	る	
	(	保	有	個	人	情	報	訂	正	決	定	等	期	限	特	例	通	知	書	)
第	14	条		法	第	95	条	の	規	定	に	よ	る	通	知	は	、	保	有	
	個	人	情	報	訂	正	決	定	等	期	限	特	例	通	知	書	(	別	記	
	第	13	号	様	式	)	に	よ	り	行	う	も	の	と	す	る	。			
	(	保	有	個	人	情	報	訂	正	請	求	事	案	移	送	通	知	書	)	
第	15	条		法	第	96	条	第	1	項	後	段	の	規	定	に	よ	る	通	
	知	は	、	保	有	個	人	情	報	訂	正	請	求	事	案	移	送	通	知	
	書	(	別	記	第	14	号	様	式	)	に	よ	り	行	う	も	の	と	す	
	る	。																		
	(	保	有	個	人	情	報	利	用	停	止	請	求	書	)					
第	16	条		利	用	停	止	請	求	書	の	様	式	は	、	保	有	個	人	

20 × 20

情	報	利	用	停	止	請	求	書	(	別	記	第	15	号	様	式	)	と	
す	る	。																	
(	保	有	個	人	情	報	利	用	停	止	決	定	通	知	書	等	)		
第	17	条		法	第	101	条	第	1	項	の	規	定	に	よ	る	通	知	は
	保	有	個	人	情	報	利	用	停	止	決	定	通	知	書	(	別	記	第
	16	号	様	式	)	に	よ	り	行	う	も	の	と	す	る	。			
2		法	第	101	条	第	2	項	の	規	定	に	よ	る	通	知	は	、	保
	有	個	人	情	報	利	用	不	停	止	決	定	通	知	書	(	別	記	第
	17	号	様	式	)	に	よ	り	行	う	も	の	と	す	る	。			
(	保	有	個	人	情	報	利	用	停	止	決	定	等	期	間	延	長	通	知
書	)																		
第	18	条		法	第	102	条	第	2	項	の	規	定	に	よ	る	通	知	は
	保	有	個	人	情	報	利	用	停	止	決	定	等	期	間	延	長	通	知
	書	(	別	記	第	18	号	様	式	)	に	よ	り	行	う	も	の	と	す
	る	。																	
(	保	有	個	人	情	報	利	用	停	止	決	定	等	期	限	特	例	通	知
書	)																		
第	19	条		法	第	103	条	の	規	定	に	よ	る	通	知	は	、	保	有
	個	人	情	報	利	用	停	止	決	定	等	期	限	特	例	通	知	書	
	(	別	記	第	19	号	様	式	)	に	よ	り	行	う	も	の	と	す	る

20 × 20

(個 人 情 報 取 扱 是 正 申 出 書 の 記 載 事 項 等)														
第 20 条 条 例 第 5 条 第 2 項 第 3 号 の 実 施 機 関														
が 定 め る 事 項 は 、 次 に 掲 げ る 事 項 と す る 。														
(1) 連 絡 先 (法 人 で あ る 代 理 人 に あ っ て は														
当 該 法 人 の 担 当 者 の 氏 名 及 び 連 絡 先)														
(2) 代 理 人 に よ っ て 是 正 の 申 出 を し よ う と														
す る 場 合 に お け る そ の 代 理 人 の 法 定 代 理														
人 又 は 任 意 代 理 人 の 別														
2 条 例 第 5 条 第 2 項 の 申 出 書 は 、 個 人 情 報														
取 扱 是 正 申 出 書 (別 記 第 20 号 様 式) に よ る														
も の と す る 。														
(個 人 情 報 取 扱 是 正 申 出 処 理 通 知 書)														
第 21 条 条 例 第 5 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 通 知														
は 、 個 人 情 報 取 扱 是 正 申 出 処 理 通 知 書 (別														
記 第 21 号 様 式) に よ り 行 う も の と す る 。														
(簡 易 な 手 続 に よ る 保 有 個 人 情 報 の 提 供)														
第 22 条 教 育 委 員 会 は 、 別 に 定 め る 保 有 個 人														
情 報 に つ い て は 、 本 人 又 は そ の 代 理 人 か ら														
の 口 頭 に よ る 求 め に 応 じ て 、 遅 滞 な く 、 当														
該 本 人 の 保 有 個 人 情 報 を 提 供 す る こ と が で														

20 × 20

	き	る	よ	う	努	め	る	も	の	と	す	る	。								
2		前	項	の	場	合	に	お	い	て	、	同	項	の	求	め	(	以	下		
		こ	の	項	に	お	い	て	単	に	「	求	め	」	と	い	う	。	)	を	す
		る	者	は	、	法	第	77	条	第	2	項	の	規	定	の	例	に	よ	り	、
		当	該	求	め	に	係	る	保	有	個	人	情	報	の	本	人	で	あ	る	
		こ	と	(	代	理	人	に	よ	る	求	め	に	あ	っ	て	は	、	当	該	
		保	有	個	人	情	報	の	本	人	の	代	理	人	で	あ	る	こ	と	)	
		を	示	す	書	類	を	提	示	し	、	又	は	提	出	し	な	け	れ	ば	
		な	ら	な	い	。															
		(	漏	え	い	等	の	通	知	等	)										
第	23	条		教	育	委	員	会	は	、	法	第	68	条	第	1	項	に	規		
		定	す	る	事	態	が	生	じ	た	場	合	に	お	い	て	、	同	条	第	
		2	項	の	規	定	に	よ	る	通	知	を	行	う	と	き	は	、	別	記	
		第	22	号	様	式	に	よ	る	説	明	書	を	添	付	し	て	こ	れ	を	
		行	う	も	の	と	す	る	。												
2		前	項	の	場	合	に	お	い	て	、	法	第	68	条	第	2	項	の		
		規	定	に	よ	る	本	人	へ	の	通	知	が	困	難	な	と	き	に	お	
		け	る	当	該	通	知	に	代	わ	る	べ	き	同	項	第	1	号	に	規	
		定	す	る	措	置	は	、	本	人	の	権	利	利	益	を	保	護	す	る	
		た	め	に	必	要	な	範	囲	に	お	い	て	、	前	項	の	説	明	書	

20 × 20

別記
第1号様式 (第2条関係)

保有個人情報開示請求書

京都府教育委員会 様

年 月 日

(ふりがな)
氏 名 _____
住所又は居所 _____
〒 _____
連絡先 (上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合)
〒 _____
代理人の氏名又は名称 _____

個人情報保護の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第16条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報開示の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報 (行政文書等の名称その他保有個人情報開示を特定することができる事項)

- 2 求める開示の実施方法等

(希望の方法に反対することができない場合があります。)
ア又はイのいずれかに○印を付してください。
アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望します。
＜実施の方法＞ ☐ 図面 ☐ 写しの交付
年 月 日
イ 写しの送付を希望します。

- 3 本人確認等

ア 開示請求者 ☐ 本人 (イを記載) ☐ 法定代理人 (ウ及びエを記載) ☐ 任意代理人 (ウ及びオを記載)

イ 請求者本人確認書類
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証
☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所の記載のあるものに限ります。)
☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
☐ その他 ()
※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し (複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限ります。) を提出してください。

ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年後見人
☐ 任意代理人委任者

エ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求者確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 家庭事項証明書 ☐ その他 ()
※ 代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限り、任意代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。
請求者確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他 ()
※ 代理人による開示請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限り、任意代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。

担当課等	受付場所
受付時間	受付年月日
記入欄	備考

第2号様式 (第3条関係)

年 月 日

様

京都府教育委員会

印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第32条第1項の規定により、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報 (全部開示・部分開示)

- 2 不開示とした部分とその理由 (不開示しない理由が消滅する期日がある場合は、その期日)

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府教育委員会に審査請求をすることができます。
2 この決定については、この決定があったことを知った日 (1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日) の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として (訴訟において京都府を代表する者は、京都府教育委員会となります。) 京都地方裁判所に差付の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

- 4 備考欄

担当課等:
電 話:
FAX:
e-mail:

番 年 月 日 号

様

京都府教育委員会



保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第2項の規定により、下記のとおり全量を不開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
2 開示しないこととした理由 （開示しない理由が 消滅する期日がある 場合は、その期日）	
3 備 考	

（教示）

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府教育委員会に審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府教育委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

番 年 月 日 号

様

京都府教育委員会



保有個人情報不開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第2項の規定により、下記のとおり不開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
2 延長後の期間 日（開示決定等期限 年 月 日）	
3 延長の理由	
4 備 考	

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

番 年 月 日

様

京都府教育委員会



保有個人情報開示決定等期限特例通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
3 保有個人情報について開示決定等をする期限	法第83条第2項に定める期間内に開示決定等が可能な部分については 年 月 日までに開示決定等を行い、残りの保有個人情報については、 年 月 日までに開示決定等を行う予定です。
4 備 考	

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

番 年 月 日

様

京都府教育委員会



保有個人情報開示請求等案移送通知書

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送しましたので通知します。
なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 移送をした日	年 月 日
3 移送の理由	
4 移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 担当課係名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
5 備 考	

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

年 月 日

様

京都府教育委員会

印

第三者情報開示決定通知書

あなた（貴社）に関する保有個人情報については、下記のとおり開示することと決定しましたので、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第8条第3項の規定により通知します。

記

1	開示請求に係る保有個人情報 情報の名称等	
2	開示することとした理由	
3	開示決定をした日	年 月 日
4	開示を実施する日	年 月 日
5	備 考	

（教示）

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府教育委員会に審査請求をすることが出来ます。
- この決定については、この決定があったことを知った日（1）の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府教育委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

京都府教育委員会 様

（よりがな）

氏 名

住所又は居所

〒 ()

連絡先（上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合）

〒 ()

代理人の氏名又は名称

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第8条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号： 第 号
日 付： 年 月 日

2 求める開示の実施方法

1	開示請求に係る保有個人情報 情報の名称等	
2	実施の方法	(1) 閲覧 ① 全部 ② 一部 () (2) 写しの交付 ① 全部 ② 一部 ()
3	実施の希望日	年 月 日 午前・午後 時
4	「写しの交付」の希望の有無	有 : 同封する郵便切手等の額 円 ※ 別に連絡した額の郵便切手を同封してください。 無
5	備 考	

※ 保有個人情報開示請求書に記載した「求める開示の実施方法等」と変更のない場合には、この事項の提出は不要です。

32

京都府教育委員会

四

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付で請求の原有個人情報訂正については、個人情報保護の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定しましたので通知します。

四

1	訂正請求に係る保有 個人情報等の名称等	
2	訂正請求の趣旨	
3	訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
4	備 考	

(附)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、京都府教育委員会に審査請求をすることができ、この決定については、この決定があったことを知った日（１）の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する議決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府教育委員会となります。）京都地方裁判所に原告の取消しの訴えを提起することがあります。

担当課等:
電 話:
F A X:
e-mail:

京都府教育委員会 様

(ふりがな)

氏名	住所又は居所	〒	市	()	区	()	町	()	番	()	号	()
氏名	住所又は居所	〒	市	()	区	()	町	()	番	()	号	()
代理人の氏名又は名称	住所又は居所	〒	市	()	区	()	町	()	番	()	号	()
代理人の氏名又は名称	住所又は居所	〒	市	()	区	()	町	()	番	()	号	()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

臨

1 訂正請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	年 月 日	※ 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に限りです（法第30条第3項）。
2 開示決定に基づき開示を受け た保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	日付： 年 月 日
3 訂正請求の趣旨及び理由 ※ 別紙への記載も可能です。	(趣旨：どのような訂正を求めるかについて記載してください。) (理由：訂正請求の趣旨を裏付ける根拠について記載してください。)	

4 本人確認等

ア	訂正請求者	☐ 本人（イを記載） ☐ 請求者本人（イを記載） ☐ 法定代理人（ウ及びエを記載） ☐ 任意代理人（ウ及びエを記載）
イ	請求者本人の所属機関	☐ 請求者本人の所属機関 ☐ 運転免許証 ☐ 国民健康保険被保険者証 ☐ 国民年金カード又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し（複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限りま。）を提出してください。
ウ	本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にはのみ記載してください。）	本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にはのみ記載してください。） ☐ 未成年者（ ） 年 月 日生 ☐ 成年後見人 ☐ 未成年者 ☐ 法定代理人委任者
エ	法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 ☐ 請求者住所認證書 ☐ 戸籍謄本 ☐ 戸籍除本 ☐ 登記簿項証明書 ☐ その他（ ） ※ 代理人による訂正請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限りま。
オ	請求者住所認證書類	請求者住所認證書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ） ※ 代理人による訂正請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限りま。

時 受 付 入 欄	担当者	
受 付 場 所		
受 付 年 月 日		
備 考		

番 号
年 月 日

様

京都府教育委員会



保有個人情報不正決定通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報の訂正については、個人情報保護法（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正しないことと決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
2 訂正をしないことと した理由	
3 備 考	

（教示）

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府教育委員会に審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する議決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府教育委員会となります。）京都地方裁判所に差付の取消しの訴えを提起することができます。

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

番 号
年 月 日

様

京都府教育委員会



保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報の訂正については、個人情報保護法（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

1 訂正請求に係る保 有個人情報の名称等	
2 延 長 後 の 期 間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
3 延 長 の 理 由	
4 備 考	

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

番 号
年 月 日

様

京都府教育委員会



保有個人情報訂正決定等期限特例通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報訂正については、個人情報保護法第57条第1項第1号（以下「注」という。）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
3 訂正決定等をする期限	年 月 日
4 備 考	

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

番 号
年 月 日

様

京都府教育委員会



保有個人情報訂正請求等案移送通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報訂正については、個人情報保護法第57条第1項第1号（以下「注」という。）第95条の規定により、下記のとおり事業を移送しましたので通知します。
なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 移 送 を し た 日	年 月 日
3 移 送 の 理 由	
4 移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 所属団体名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
5 備 考	

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

保有個人情報利用停止請求書

京都府教育委員会 様

年 月 日

(ふりがな)

氏 名 _____
 住所又は居所 _____
 〒 _____ 区 _____ ()
 〒 _____ 区 _____ ()
 代理人の氏名又は名称 _____

個人情報保護の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「法」という。）第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報 の開示を受けた日	年 月 日 ※ 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に限り、(法第98条第3項)。
2 開示決定に基づき開示を受けた 保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
3 利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 法第98条第1項第1号該当 → ☐ 利用の停止、 ☐ 消去 ☐ 法第98条第1項第2号該当 → 提供の停止 (理由：利用停止請求の趣旨を事付ける根拠について記載してください。)

4 本人確認等

ア 利用停止請求者	☐ 本人（イを記載） ☐ 法定代理人（ウ及びエを記載） ☐ 任意代理人（ウ及びエを記載）
イ 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 国民番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限り、） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し（複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。
ウ 本人の状況等	(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年後見人 ☐ 任意代理人委任者
エ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	☐ 請求書後援確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） ※ 代理人による利用停止請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限り、。
オ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提出してください。	☐ 請求書後援確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ） ※ 代理人による利用停止請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限り、。

担当課等	受付場所
電 話	受付年月日
F A X	備 考
e-mail	

年 月 日

様

京都府教育委員会

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することと決定しましたので通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 利用停止請求の趣旨	
3 利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
4 備 考	

(表示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府教育委員会に審査請求をすることができます。
- この決定については、この決定があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する現狀があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府教育委員会となります。）京都地方裁判所に原告の取消しの訴えを提起することができます。

担当課等：
 電 話：
 F A X：
 e-mail：

番 号
年 月 日

様

京都府教育委員会



保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報利用停止については、個人情報保護法(平成15年法律第77号)第101条第2項の規定により、利用停止をしないことと決定しましたので下記のとおり通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 利用停止をしないこととした理由	
3 備 考	

(備考)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府教育委員会に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府教育委員会となります。)京都地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。

担当課等:
電 話:
F A X:
e-mail:

番 号
年 月 日

様

京都府教育委員会



保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報利用停止については、個人情報保護法(平成15年法律第77号)第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

1 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日(利用停止決定等の期限 年 月 日)
3 延長の理由	
4 備 考	

担当課等:
電 話:
F A X:
e-mail:

様

京都府教育委員会

臨

(ふりがな)

姓名

主所又は居所

1

車絡先（上記以

代理人の氏名又

年月日付けで請求の原有人情報の利用停止については、個人情報保護の保護に関する法案（平成15年法律第57号、以下「法」という。）第102条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

福

1	利用停止請求に係る保有個人情報の各戸数				
2	法第103条の規定（利用停止決定等の開展の特例）を適用する理由				
3	利用停止決定等をする期間		年	月	日
4	備考				

担任领导：
电 话：
FAX：
e-mail：

19-25

保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書

個人情報情報の保護に関する法施行条例（令和４年京都府条例第32号）第5条第1項の規定により、下記のとおり個人情報情報の取扱いの是正を申し出ます。

記

1 是正を求める個人情報取扱い	
2 是正の申出の趣旨及び理由	(趣旨：どのような是正を求めるかについて記載してください。) (理由：是正の申出の趣旨を裏付ける根拠について記載してください。)

3 本人確認等

A 最正の申出者 ☐ 本人（イを記載） ☐ 法定代理人（ウ及びエを記載）

イ 申出者本人詳細情報
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 住所記載カード（住所の記載のあるものに限ります。）
☐ 収入申告カード又は住民基本台帳カード ☐ 留入者カード又は住民基本台帳カード
☐ 信用カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
☐ その他（ ）

※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し（顔写真は不可。請求前30日以内に作成されたものに限りまゝ。）を提出してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にはみ記載してください。）
☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人
☐ 任意代理人委任者
☐ 法定代理人が申出する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 労働者派遣協議書 ☐ 戸籍簿 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
 ※ 代理人による申出の場合は、代理人であることを証明する書類については、申出前30日以内に作成されたものに限りまゝ。

エ 新就業者が申出する場合は、次の書類を提出してください。
☐ 労働者派遣協議書 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）
 ※ 代理人による申出の場合は、代理人であることを証明する書類については、申出前30日以内に作成されたものに限りまゝ。

受 付 時 間	担 当 課 等
受 付 場 所	
受 付 年 月 日	
備 考	

年 月 日
番 年 日

様

京都府教育委員会



個人情報取扱是正申出処理通知書

年 月 日付けで申出のあった個人情報取扱の取扱いの是正の申出については、下記のとおり処理しましたので、個人情報取扱の保護に関する法律施行条例（令和4年京都府条例第32号）第5条第4項の規定により通知します。

記

1 是正の申出に係る個人情報 の取扱い	
2 是正の申出の趣旨	
3 是正の申出に係る処理の 状況及び理由	(処理状況) (処理理由)
4 備 考	

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

説明書

個人情報保護の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第6条第2項の規定による通知事項
（ 年 月 日 時 分現在）

事項	状況
1 事 態 の 概 要	発 生 日： 発 覚 日： 発 生 事 案： 概 要： 経 緯・経 過：
2 1の漏えい・滅失・毀損が発生し、又は発生したおそれのある個人データの項目	☐ 漏えい ☐ 漏えいのおそれ ☐ 滅失 ☐ 滅失のおそれ ☐ 毀損 ☐ 毀損のおそれ
3 発 生 の 原 因	
4 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容	
5 その他参考となる事項	
6 備 考	

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

	京	都	府	教	育	員	会	基	本	規	則	の	一	部	を	改	正	す	る
等	の	規	則	を	こ	こ	に	公	布	す	る	。							
		令	和	5	年	3	月	31	日										
					京	都	府	教	育	委	員	会							
					教	育	長		前	川			明	範					
京	都	府	教	育	委	員	会	規	則	第	4	号							
			京	都	府	教	育	委	員	会	基	本	規	則	の	一	部	を	改
			正	す	る	等	の	規	則										
(	京	都	府	教	育	委	員	会	基	本	規	則	の	一	部	改	正	)	
第	1	条		京	都	府	教	育	委	員	会	基	本	規	則	(	昭	和	24
	年	京	都	府	教	育	委	員	会	規	則	第	1	号	)	の	一	部	を
	次	の	よ	う	に	改	正	す	る	。									
		第	17	条	第	23	号	を	次	の	よ	う	に	改	め	る	。		
		(23)	個	人	情	報	の	保	護	に	関	す	る	法	律	(	平	成	
			15	年	法	律	第	57	号	)	に	基	づ	く	漏	え	い	等	の
			報	告	及	び	本	人	へ	の	通	知	等	、	個	人	情	報	
			フ	ァ	イ	ル	簿	の	作	成	、	開	示	決	定	等	、	訂	正
			決	定	等	並	び	に	利	用	停	止	決	定	等	に	関	す	る
			こ	と	。														
		第	17	条	中	第	26	号	を	第	27	号	と	し	、	第	25	号	を

20 × 20

第	26	号	と	し	、	第	24	号	を	第	25	号	と	し	、	第	23	号			
の	次	に	次	の	1	号	を	加	え	る	。										
		(24)	個	人	情	報	の	保	護	に	関	す	る	法	律	施	行	条			
			例	(	令	和	4	年	京	都	府	条	例	第	32	号	)	に	基		
			づ	く	是	正	の	申	出	の	処	理	に	関	す	る	こ	と	。		
		第	19	条	の	3	第	21	号	中	「	個	人	情	報	」	を	「	保		
		有	個	人	情	報	」	に	改	め	る	。									
		(	京	都	府	情	報	公	開	条	例	施	行	規	則	の	一	部	改	正	)
第	2	条		京	都	府	情	報	公	開	条	例	施	行	規	則	(	平	成		
		13	年	京	都	府	教	育	委	員	会	規	則	第	3	号	)	の	一	部	
		を	次	の	よ	う	に	改	正	す	る	。									
		第	7	条	第	1	項	中	「	京	都	府	教	育	委	員	会	」	を		
		「	京	都	府	教	育	委	員	会	(	以	下	「	教	育	委	員	会	」	
		と	い	う	。)	」	に	改	め	、	同	条	第	2	項	中	「	京	都	府	
		教	育	委	員	会	」	を	「	教	育	委	員	会	」	に	改	め	る	。	
		第	8	条	第	1	号	及	び	第	2	号	中	「	及	び	」	を			
		「	又	は	」	に	、	「	実	施	機	関	」	を	「	教	育	委	員		
		会	」	に	改	め	、	同	条	第	3	号	中	「	前	2	号	に	掲	げ	
		る	も	の	以	外	の	も	の	」	を	「	そ	の	他	の	電	磁	的	記	
		録	」	に	、	「	京	都	府	教	育	委	員	会	」	を	「	教	育	委	

20 × 20

員	会	」	に	改	め	、	同	号	ア	中	「	用	紙	」	を	「	当	該	
電	磁	的	記	録	を	用	紙	」	に	改	め	、	同	号	イ	中	「	実	
施	機	関	」	を	「	当	該	電	磁	的	記	録	を	教	育	委	員		
会	」	に	、	「	聴	取	」	を	「	閲	覧	、	聴	取	」	に	改		
め	、	「	フ	レ	キ	シ	ブ	ル	デ	ィ	ス	ク	カ	ー	ト	リ	ッ		
ジ	、	」	を	削	り	、	同	号	ウ	中	「	電	子	情	報	処	理	組	
織	（	実	施	機	関	」	を	「	当	該	電	磁	的	記	録	を	電	子	
情	報	処	理	組	織	（	教	育	委	員	会	」	に	改	め	る	。		
（	京	都	府	個	人	情	報	保	護	条	例	施	行	規	則	の	廃	止	）
第	3	条	、	京	都	府	個	人	情	報	保	護	条	例	施	行	規	則	（
平	成	8	年	京	都	府	教	育	委	員	会	規	則	第	4	号	）		
は	、	廃	止	す	る	。													
			附		則														
こ	の	規	則	は	、	令	和	5	年	4	月	1	日	か	ら	施	行	す	
る	。																		

20 × 20

京都府教育委員会基本規則（昭和24年京都府教育委員会規則第1号）の一部を改正する規則

現 行	改正後（案）	備 考
（教育長に委任する事務） 第17条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(22) （略） <u>(23) 京都府個人情報保護条例(平成8年京都府条例第1号)に基づく事務の登録、開示等、訂正等及び利用停止等の決定並びに是正の申出の処理に関すること。</u> （新設） <u>(24) 教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。</u> <u>(25) 審査請求に対する裁決に関すること。</u> <u>(26) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会の議決で指定した事項</u> 2 略 （総務企画課の事務） 第19条の3 総務企画課においては、次の事務をつかさどる。	（教育長に委任する事務） 第17条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(22) （略） <u>(23) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく漏えい等の報告及び本人への通知等、個人情報ファイル簿の作成、開示決定等、訂正決定等並びに利用停止決定等</u> <u>(24) 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年京都府条例第32号）に基づく是正の申出の処理</u> <u>(25) 教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。</u> <u>(26) 審査請求に対する裁決に関すること。</u> <u>(27) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会の議決で指定した事項</u> 2 略 （総務企画課の事務） 第19条の3 総務企画課においては、次の事務をつかさどる。	府における個人情報保護制度が法に基づくものとして再構築され、現行条例を廃止し、新たに法施行条例を制定したことに伴う改正
(1)～(20) （略） (21) <u>個人情報</u>の開示等に係る事務の連絡調整に関すること。 (22)～(30) （略）	(1)～(22) （略） (21) <u>保有個人情報</u>の開示等に係る事務の連絡調整に関すること。 (22)～(30) （略）	文言整理

京都府情報公開条例施行規則（平成13年京都府教育委員会規則第3号）の一部改正（案）新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
（公開の実施等） 第7条 閲覧による公文書の公開は、<u>京都府教育委員会</u>が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 <u>京都府教育委員会</u>は、閲覧による公文書の公開を受け、又は受けようとする者が、当該公文書を汚損し、若しくは破損したとき又はこれらのおそれがあると認められるときは、当該公文書の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。 3 公文書の公開をする場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、公文書の公開の請求に係る公文書1件につき1部とする。 （電磁的記録の公開の方法） 第8条 条例第15条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 (1) 録音テープ及び録音ディスク <u>実施機関</u>が保有する専用機器により再生したものの聴取又は複写した物の交付	（公開の実施等） 第7条 閲覧による公文書の公開は、<u>京都府教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が指定する日時及び場所において行うものとする。 2 <u>教育委員会</u>は、閲覧による公文書の公開を受け、又は受けようとする者が、当該公文書を汚損し、若しくは破損したとき又はこれらのおそれがあると認められるときは、当該公文書の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。 3 公文書の公開をする場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、公文書の公開の請求に係る公文書1件につき1部とする。 （電磁的記録の公開の方法） 第8条 条例第15条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 (1) 録音テープ又は録音ディスク <u>教育委員会</u>が保有する専用機器により再生したものの聴取又は複写した物の交付	・個人情報保護法施行細則に合わせた規定の整備を行う。 ・なお、フロッピーディスクによる交付は、廃止する。

1/2

(2) ビデオテープ及びビデオディスク <u>実施機関</u>が保有する専用機器により再生したものの視聴又は複写した物の交付 (3) <u>前2号に掲げるもの以外のもの</u> 次に掲げるもののうち、<u>京都府教育委員会</u>が適当と認める方法 ア <u>用紙</u>に出力したものの閲覧又は写しの交付 イ <u>実施機関</u>が保有する専用機器により再生したものの<u>聴取</u>若しくは視聴又は<u>フレキシブルディスクカートリッジ</u>、<u>光ディスク</u>その他の記録媒体に複写したものの交付 ウ <u>電子情報処理組織（実施機関</u>の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公開を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法	(2) ビデオテープ又はビデオディスク <u>教育委員会</u>が保有する専用機器により再生したものの視聴又は複写した物の交付 (3) <u>その他の電磁的記録</u> 次に掲げるもののうち、<u>教育委員会</u>が適当と認める方法 ア <u>当該電磁的記録を用紙</u>に出力したものの閲覧又は写しの交付 イ <u>当該電磁的記録を教育委員会</u>が保有する専用機器により再生したものの<u>閲覧</u>、<u>聴取</u>若しくは視聴又は<u>光ディスク</u>その他の記録媒体に複写したものの交付 ウ <u>当該電磁的記録を電子情報処理組織（教育委員会</u>の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公開を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法
--	---

2/2

京	都	府	教	育	委	員	会	訓	令	第	1	号							
																本		庁	
																地	方	機	関
																教	育	機	関
	京	都	府	個	人	情	報	保	護	条	例	に	基	づ	く	事	務	の	登
録	、	開	示	等	、	訂	正	等	及	び	利	用	停	止	等	の	決	定	並
び	に	是	正	の	申	出	の	処	理	等	に	関	す	る	専	決	規	程	の
一	部	を	改	正	す	る	訓	令	を	次	の	よ	う	に	定	め	る	。	
						令	和	5	年	3	月	31	日						
						京	都	府	教	育	委	員	会						
						教	育	長		前	川				明	範			
			京	都	府	個	人	情	報	保	護	条	例	に	基	づ	く	事	務
			の	登	録	、	開	示	等	、	訂	正	等	及	び	利	用	停	止
			等	の	決	定	並	び	に	是	正	の	申	出	の	処	理	等	に
			関	す	る	専	決	規	程	の	一	部	を	改	正	す	る	訓	令
	京	都	府	個	人	情	報	保	護	条	例	に	基	づ	く	事	務	の	登
録	、	開	示	等	、	訂	正	等	及	び	利	用	停	止	等	の	決	定	並
び	に	是	正	の	申	出	の	処	理	等	に	関	す	る	専	決	規	程	(
平	成	8	年	京	都	府	教	育	委	員	会	訓	令	第	1	号	)	の	一
部	を	次	の	よ	う	に	改	正	す	る	。								

本		序
---	--	---

地	方	機	関
---	---	---	---

教	育	機	関
---	---	---	---

京	都	府	個	人	情	報	保	護	条	例	に	基	づ	く	事	務	の	登	
録	、	開	示	等	、	訂	正	等	及	び	利	用	停	止	等	の	決	定	並
び	に	是	正	の	申	出	の	処	理	等	に	関	す	る	専	決	規	程	の
一	部	を	改	正	す	る	訓	令	を	次	の	よ	う	に	定	め	る	。	

令	和	5	年	3	月	31	日
---	---	---	---	---	---	----	---

京	都	府	教	育	委	員	会
---	---	---	---	---	---	---	---

教	育	長		前		川			明		範
---	---	---	--	---	--	---	--	--	---	--	---

			京	都	府	個	人	情	報	保	護	条	例	に	基	づ	く	事	務
			の	登	録	、	開	示	等	、	訂	正	等	及	び	利	用	停	止
			等	の	決	定	並	び	に	是	正	の	申	出	の	処	理	等	に
			関	す	る	専	決	規	程	の	一	部	を	改	正	す	る	訓	令

京	都	府	個	人	情	報	保	護	条	例	に	基	づ	く	事	務	の	登	
録	、	開	示	等	、	訂	正	等	及	び	利	用	停	止	等	の	決	定	並
び	に	是	正	の	申	出	の	処	理	等	に	関	す	る	専	決	規	程	(
平	成	8	年	京	都	府	教	育	委	員	会	訓	令	第	1	号	)	の	一
部	を	次	の	よ	う	に	改	正	す	る									

$$20 \times 20$$

京都府個人情報保護条例に基づく事務の登録、開示等、訂正等及び利用停止等の決定並びに是正の申出の処理等に関する専決規程（平成8年京都府教育委員会訓令第1号）の一部を改正する訓令

現 行	改正後（案）	備考
本庁 地方機関 教育機関 <u>京都府個人情報保護条例</u> <u>に基づく事務の登録、開示等、訂正等及び利用停止等の決定並びに是正の申出の処理等に関する専決規程</u> 第1条 <u>京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「条例」という。）に基づく事務の登録、開示等、訂正等及び利用停止等の決定並びに是正の申出の処理に関する事務</u> は、本庁にあっては高校改革推進室長及び課長、地方機関及び教育機関にあってはその長が専決するものとする。	本庁 地方機関 教育機関 <u>個人情報の保護に関する法律等に基づく漏えい等の報告及び本人への通知等、個人情報ファイル簿の作成、開示決定等、訂正決定等並びに利用停止決定等並びに是正の申出の処理に関する専決規程</u> 第1条 <u>次に掲げる事務は、本庁にあっては高校改革推進室長及び課長が、地方機関及び教育機関にあってはそれらの長が、それぞれ専決するものとする。</u> <u>(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づく漏えい等の報告及び本人への通知等、個人情報ファイル簿の作成、開示決定等、訂正決定等並びに利用停止決定等に関する事務</u> <u>(2) 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年京都府条例第32号）に基づく是正の申出の処理に関する事務</u>	・保有個人情報の漏えい等があった場合の個人情報保護委員会への報告及び本人通知（府が個人情報取扱事業者として個人データの漏えい等を生じさせた場合を含む。） は、他の個人情報の処理権限と同様、当該個人情報（通知先となる情報）を保有している所属において処理（専行）することとする。

1/2

第2条 <u>条例に基づく処分に係る審査請求の裁決（京都府情報公開・個人情報保護審議会条例（令和元年京都府条例62号）第2条に規定する京都府情報公開・個人情報保護審議会の答申と異なる裁決を除く。）に関する事務は、教育長が専決するものとする。</u>	第2条 <u>法</u> <u>に基づく処分に係る審査請求の裁決（京都府情報公開・個人情報保護審議会条例（令和元年京都府条例62号）第2条に規定する京都府情報公開・個人情報保護審議会の答申と異なる裁決を除く。）に関する事務は、教育長が専決するものとする。</u>	
---	--	--

2/2